

1 明石市地域福祉計画策定委員会

■ 明石市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき明石市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、当該計画に関する施策の検討等を行うため、明石市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画を策定するために必要な事項の検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地区社会福祉協議会の代表者
- (3) 明石市民生児童委員協議会の代表者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 明石市連合自治協議会の代表者
- (7) 公募による市民
- (8) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長の職務等)

第5条 委員会に会長及び副会長2名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(専門部会)

第7条 委員会は、地域福祉計画策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、専門部門別に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部員は、委員会の委員及び関係団体、関係機関に属する者の中から会長が指名するものとする。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成18年1月12日制定）

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成20年12月11日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年4月5日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年2月13日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。